

## 我孫子市認知症カフェ事業運営補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、認知症の人及びその家族を支える地域づくりを推進するため、認知症の人及びその家族、地域住民等が集う場を提供する認知症カフェ事業を自主的に運営する団体等に対し、予算の範囲内において交付する我孫子市認知症カフェ事業運営補助金（以下「補助金」という。）に関し、我孫子市補助金等交付規則（平成元年規則第23号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において認知症カフェ事業とは、認知症の人及びその家族、地域住民等の誰もが気軽に集い、相互に情報を共有し、お互いを理解し合うことを目的として主体的に参加できる場（以下「認知症カフェ」という。）を提供する事業であって、次に掲げる要件のいずれも満たすものをいう。

- (1) 1年以上継続して運営していること又は1年以上継続して運営する意思があること。
- (2) 2か月に1回以上又は年度内に6回以上の開催を基本とし、1回当たりの開設時間は2時間以上とすること。
- (3) 市内に10人以上の利用者が同時に利用することができるスペースがあり、かつ、相談時にプライバシーが守られるスペースがあること。
- (4) 飲食を提供する場合は、適切な設備等があること。
- (5) 地域住民が認知症の人及びその家族と出会い、認知症について正しい理解を深める場となるよう努めること。
- (6) 利用者からの相談に応じ、医療、介護、福祉等の情報提供及び適切な支援を行うことができる医療又は介護の専門職等の人員を配置すること。
- (7) 高齢者なんでも相談室、認知症地域支援推進員、介護サービス事業所及び地域の関係者等との連携を図るとともに、認知症サポーター等の市民ボランティアの参加を積極的に促し、地域に開かれた場となるよう努めること。

- (8) 認知症カフェの周知を積極的に行うこと。
- (9) 利用者に対して特定の施設の宣伝若しくは紹介等の営業活動又はこれに準ずる行為を行わないこと。
- (10) 法令及び公序良俗に反しない内容であること。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象となる者は、前条の要件を満たした認知症カフェ事業を運営する団体又は組織（以下「団体等」という。）であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に主たる活動拠点を有すること又は事務所が所在していること。
- (2) 社会福祉法人若しくは医療法人等の法人格を有する団体であって、介護若しくは医療の活動実績があるもの、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人又は市長が認める団体であること。
- (3) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (4) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、若しくはこれらに反対することを目的とする団体でないこと。
- (5) 我孫子市暴力団排除条例（平成24年条例第7号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員の統制下にある団体でないこと。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助期間は、別表のとおりとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額とする。ただし、認知症カフェ1か所につき1年度当たり67,000円を限度とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、我孫子市認知症カフェ事業運営補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」

という。)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 実施計画書(様式第2号)
  - (2) 収支予算書(様式第3号)
  - (3) 前年度決算書(様式第4号)
  - (4) その他市長が必要と認める書類
- (交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、我孫子市認知症カフェ事業運営補助金交付(不交付)決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付申請書若しくは添付書類の内容に変更(市長が認めた軽微なものを除く。)が生じたとき又は前条の規定による交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)を中止しようとするときは、速やかに我孫子市認知症カフェ事業運営補助金に係る事業変更・中止申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、我孫子市認知症カフェ事業運営補助金に係る事業変更・中止承認通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業完了後20日以内又は第7条の規定による交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、我孫子市認知症カフェ事業運営補助金実績報告書(様式第8号)に、次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 収支決算書(様式第9号)
  - (2) 補助事業に係る支払を証明する書類の写し
  - (3) 補助事業の実施状況を確認することができる書類
  - (4) その他市長が必要と認める書類
- (交付決定の取消し及び補助金の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、又は補助

金の交付を受けたにもかかわらず事業を実施しなかった者があるときは、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(関係書類の整備)

第11条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類（これらの作成又は保存に代えて電磁的記録の作成がされている場合は、当該電磁的記録）を、補助事業の終了後5年間保存しなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。  
(我孫子市認知症カフェ事業実施要綱の廃止)
- 2 我孫子市認知症カフェ事業実施要綱（平成28年告示第86号）は、廃止する。

## 別表（第4条関係）

補助対象経費	補助対象期間
認知症カフェ事業に直接要する経費（消耗品費及び原材料費（用紙、食材費等）、備品購入費（茶器等）、印刷製本費（コピー、看板作成等）、通信費（利用者への案内等）、保険料、講師料（講師謝礼）、活動場所の使用料又は賃借料、その他市長が必要と認めたもの）	交付決定のあった日の属する年度の4月1日から翌年3月31日まで

## 備考

- 1 算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 2 次に掲げるものは、補助対象としない。
  - (1) 国、県又は市の他の補助金等の交付を受けている経費
  - (2) その他市長が適当でないと認める経費